

令和元年 8 月 1 日

事業者等（事業者・設計者・不動産関係者等）の皆さまへ

京都市都市計画局

## 都市計画局窓口職場における事業者等からの 申請等受付時間変更について（お知らせ）

日頃より、本市の都市計画行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、審査期間の短縮や相談に対する回答の迅速化を図るため、都市計画局の窓口職場における事業者等の皆さまからの申請・相談等（電話相談も含む）の受付時間を令和元年8月1日から下記のとおりとさせていただきます。

皆さまの御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

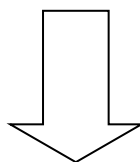
記

### これまでの受付時間

午前8時45分から午後5時30分（正午から午後1時を除く）

（ 開発指導課：午前9時から11時30分、午後1時から4時30分  
 建築審査課：午前8時45分から11時30分、午後1時から3時 ）

8月1日から8月31日を試行  
期間として、9月1日から本格  
運用させていただきます。



### 令和元年8月1日から

午前：8時45分から11時30分

午後：1時00分から 3時00分

対象窓口：景観政策課，開発指導課，風致保全課  
 建築指導課，建築審査課，建築安全推進課  
 都市計画課

- 申請・届・受理等の受付も午後3時までをお願いいたします。
- まち再生創造推進室（空き家改修助成等の補助金申請）、広告景観づくり推進室（更新許可、補助金申請）、ブロック塀等支援窓口につきましては、従来どおり開庁時間中対応いたします。
- 時間を要すると見込まれる相談や受付時間外にやむを得ず予定される相談等につきましては、電話等であらかじめ担当課と調整のうえ、来庁をお願いいたします。